

高野山真言宗管長
総本山金剛峯寺座主
松 長 有 慶 殿

清浄心院の住職を山岸隆信氏とするための要請書

前住職山岸俊岳氏が平成15年4月に亡くなられてから、山岸隆信（旧姓佐々野）氏が住職業務を毎日努められて今日に至っていることはご存知のことと思います。

また、山岸隆信氏は平成16年8月に、前々住職山岸栄岳氏未亡人である山岸芳子さんの養子になりました。

信徒の皆さん方におかれましては、清浄心院の住職は山岸隆信氏だと思われていると拝察します。

しかし、本山に届け出た書類上は久利康彰氏が住職となっています。久利氏は高野山の金剛三昧院の住職で、清浄心院との兼務住職ということになっています。

清浄心院に関しましては、前住職山岸俊岳氏が急死されたため、とりあえずの名義上の住職となりました。久利氏は、1年後に山岸隆信氏が名義上も住職となることを責任役員や関係者に約束されていました。

こうした経過であるにもかかわらず、久利氏はこの約束を守らず、平成18年3月6日には和歌山地方裁判所に山岸芳子さんと山岸隆信氏に対し「清浄心院から退去してこれを明け渡せ」との訴訟を起こしました。

先に述べてきた経過から、一時的にそれも1年後には山岸隆信氏が住職になることになっていたことから、山岸隆信氏はお金の絡むような問題でないと対応しています。過去に高野山では、こうした問題に多額のお金が動いたと聞かされたこともあります。こんなことがまかり通るのであれば、お大師さまの教えにも背くものであり許されません。

山岸隆信氏は、約束が守られず、久利氏から裁判をかけられてもじっと耐え、住職の務めを毎日勤めておられます。資産はお持ちではありませんが、僧侶として立派な方です。それは信徒の皆さん方がご覧になっている通りです。

久利氏の理不尽な清浄心院住職の名義上の居座り、お金を取ることを目的としていると周囲に思われるような行動を反省してもらい、山岸隆信氏が名実ともに一刻も早く住職となられるように本山から久利氏への働きかけをお願い、要請する次第です。

平成 年 月 日

住所： _____

氏名： _____